

農業委員会議事日程

日 時：令和3年2月26日（金）

午後1時30分

場 所：千曲市役所（新庁舎）302中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第51号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
9. 議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
(農地中間管理事業)
10. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
 - (4) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
11. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会
1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信
事務局次長 中山 秀一
農地係担当係長 宮坂 昌吉
農地係主査 平原 俊美
農地相談員 宮嶋 和義

【 会議概要 】

中村局長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
なお、今定例会におきましても、農業委員 15 名の招集といたしましたがよろしく
お願いします。
ただ今から令和 3 年 2 月の総会を開催いたします。
それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長 (会長あいさつ)

中村局長 (経過報告)

議 長 ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

中山次長 (出席状況の報告)

議 長 定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長 まず、日程第 3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本日
一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議 長 次に日程第 4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名する
に、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。
14 番保木野幸雄委員、15 番長門公春委員の両委員をお願いいたします。

議 長 それでは、日程第 5、議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、
を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がごぞいます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 50 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 6、議案第 51 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

9 番緑川委員

9 番緑川です。1 番案件について、過日担当委員と現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

場所は、内川区でスーパー〇〇〇の南西側約 50mにある農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、南側は住宅敷地、西側は道水路、東側は申請者の畑、北側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 51 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 51 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 7、議案第 52 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。1 番案件について、23 日に担当委員と現地確認をしてみましたので、ご報告いたします。

場所は、寂蒔区で国道 18 号線沿いにあります社会福祉法人より西側約 200mにある農地です。申請地において、仮設用の資材置場を整備するものであります。周囲は、南側は宅地、西側は水路を挟んで宅地、北側は太陽光発電施設敷地、東側は畑ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水排水はないため問題ないと判断いたしました。

10 番伊藤委員

10 番伊藤です。2 番から 4 番案件について、担当委員と現地確認をしてみましたので、ご報告いたします。

まず、2 番案件ですが、場所は、鋳物師屋区で県道姨捨停車場線の中(区)信号より南側約 250mにある農地です。市内の金属製品加工業者が既存敷地を拡張し、工場及び駐車場を整備するものであります。周囲は、北側・東側は道路、南側は宅地、西側は尾米川を挟んで宅地と隣接農地はなく、工場は平屋建てのため日照への影響は軽微であり、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

続きまして、3 番案件ですが、場所は、杭瀬下区でスーパー〇〇〇より南側約 20 mにある土地です。昭和 39 年に住宅敷地として転用許可を得ましたが、住宅建築がされず造成のみ行った土地について、不動産取引業者が従業員駐車場敷地として、改めて 5 条申請するものであります。周囲は、西側は市道、その他三方は全て宅地と隣接農地はなく、施工方法も砂利敷きと軽微であり、雨水は地下浸透、汚水排水はないため問題ないと判断いたしました。

10 番伊藤委員

続きまして、4 番案件ですが、場所は、新田区で千曲線の伊勢社信号交差点西側に隣接する畑です。自治会のゴミステーション利用者用駐車場及び駐輪場を整備するものであります。周囲は、西側は宅地、北側は水路、東側・南側は道路と隣接農地はなく、雨水は地下浸透、汚水排水はないため問題ないと判断いたしました。

14 番保木野委員

14 番保木野です。5 番案件について、先日 24 日に担当委員と現地確認をいたしましたので、ご報告いたします。

場所は、屋代区一丁田で更埴インターチェンジより南側約 200mにある田です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、東側は道水路、その他三方は全て宅地と隣接農地はなく、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

7 番綿貫委員

7 番綿貫です。6 番案件について、先日担当委員と現地確認をいたしましたので、ご報告いたします。

場所は、八幡工業団地内にある農地です。精密機械板金事業者が既存敷地を拡張し、工場及び駐車場を整備するものであります。周囲に隣接農地はなく、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

15 番長門委員

15 番長門です。7 番案件について、先日更埴川西地区の担当委員と事務局職員で現地確認をいたしましたので、ご報告いたします。

場所は八幡区で、申請者は市との官民連携事業として 1 区画の重機等整備拠点施設を整備するとしております。事業計画等の詳細については、先程事務局から説明のあったとおりです。周囲は、南側は農地ですが、建物は農地境界と離し建築予定で日照等への影響は軽微であり、隣接耕作者の同意も得ております。雨水は敷地内に調整池を設け一級河川 更級川へ排水、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

9 番緑川委員

9 番緑川です。8 番案件について、先日担当委員と現地確認をいたしましたので、ご報告いたします。

場所は、内川区で千曲線沿いのパチンコ店より南側約 50mにある農地です。長野市の不動産業者が 4 区画の宅地分譲地を整備するものであります。周囲は、西側・南側は宅地、東側は道水路、北側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。

なお、議案の中に出席委員に関する案件が 2 件あります。はじめに該当の 2 番案件を審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する「2 番 岡田和孝委員」の退席を求めます。

……岡田委員退席……

議 長

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 52 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、2 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 52 号 2 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。ここで、議事参与の制限を解きます。

……岡田委員入室・着席……

議 長

続きまして、7 番案件を審議いたします。

農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する「7 番 綿貫孝美委員」の退席を求めます。

……綿貫委員退席……

議 長

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 52 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、7 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 52 号 7 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。ここで、議事参与の制限を解きます。

……綿貫委員入室・着席……

議 長

それでは、1 番案件、3 番から 6 番案件、8 番案件について、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 52 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、1 番案件、3 番から 6 番案件、8 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 52 号 1 番案件、3 番から 6 番案件、8 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 8、議案第 53 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の 19 番案件を審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する「1 番 中嶋喜代栄委員」の退席を求めます。

……中嶋委員退席……

議 長

それでは、19 番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 53 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、19 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 53 号 19 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。ここで、議事参与の制限を解きます。

……中嶋委員入室・着席……

議 長

それでは、1番から18番案件、20番から53番案件について、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、1番から18番案件、20番から53番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第53号1番から18番案件、20番から53番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第9、議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画 農地中間管理事業について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画 農地中間管理事業について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第54号は、原案のとおり可決、決定されました。

以上で、議事はすべて終了いたしました。

続いて、日程第10、「報告事項」について報告をお願いします。

中山次長
中山次長
宮坂担当係長
宮坂担当係長

- (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
- (3)農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
- (4)農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について

議 長

ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。
続いて、日程第11、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
令和3年2月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後3時10分